



平成30年度 第二種金融商品取引業者及び 投資助言・代理業者合同説明会

「金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成30事務年度)」

平成30年12月10日、11日
財務省関東財務局

変革期における金融サービスの向上にむけて

金融を取り巻く環境変化

- ・デジタル化の加速
- ・人口減少・高齢化の進展
- ・低金利環境の長期化

金融サービスの向上に向けた

「金融育成庁」としての

7つの取組み

金融行政の目的

- ・安定的な資産形成
- ・企業・経済の持続的成長
を通じた国民の厚生増大

1. デジタル化の加速的進展への対応 ～金融デジタル化戦略～
2. 家計の安定的な資産形成の推進
3. 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保
4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保 ～経営者の役割とガバナンス～
5. 顧客の信頼感・安心感の確保 ～金融機関の行為・規律に関する課題～
6. 世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化
7. 金融当局・金融行政運営の改革

本事務年度は、PDCAを明確化させる観点から、従来の金融レポートと金融行政方針を一体として策定

●「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針」～（平成30年9月金融庁公表資料一部抜粋）

5. 顧客の信頼感・安心感の確保 ～金融機関の行為・規律に関する課題～

(3)その他の重点施策

- ③不正利用や金融トラブルへの対応
- (ウ)金融犯罪・無登録業者への対応

【金融行政上の課題】

無登録業者に対しては、投資者が詐欺的被害等を被ることがないように、投資者保護の観点から、投資者に対して注意喚起を行う等、適切な対応を行う必要がある。また、投資商品にかかる悪質・詐欺的な勧誘事実に対しては、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等、連携して対応することが必要である。

【昨事務年度の実績】

警察当局や消費者庁等との関係機関とは、定期的に情報交換等を行う等、連携を行ってきた。また、無登録業者に対しては、速やかに警告書を発出するとともにその旨を公表し、投資者に対して注意喚起を行った（昨事務年度警告書発出55件）。さらに、投資者被害を防止するため、無登録業者等に対する調査結果に基づき、金融商品取引法第192条第1項に基づく裁判所への違反行為の禁止・停止命令の発出を求める申立てを行った（昨事務年度申立実施件数3件）。

【本事務年度の方針】

本事務年度も、引き続き、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等、連携して対応するとともに、無登録業者に対して、速やかに警告書を発出する。海外の無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報提供を行う。また、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てにかかる調査も積極的に実施する。さらに、関係業界団体や金融商品取引業者等に対し、金融取引に関する犯罪防止等に向けた取組みを促していく。

被害未然防止のための広報活動

○ポスター掲示



各地で様々な
取り組みを実施中

○講演、 出前講座

首都圏私鉄各駅、コミュニティバス、年金事務所、
共済組合病院・保養所、商店街、警察署・運転免許
センターなど

高齢者大学



金融機関顧客向け



高齢者福祉施設



このほか、高齢者向け、消費生活相談員向け、民生委員向け等の無料講演活動を実施しています。

○街頭活動

悪質商法被害防止のための街頭キャンペーンにおける活動

(埼玉県上尾市:H29.11.7)

上尾市、上尾市消費者団体連絡会、上尾警察署、埼玉県消費生活支援センター等と連携し、JR上尾駅自由通路及び東西ペデストリアンデッキにおいて、通行人へ悪質商法被害防止のリーフレット等の配布を実施。



地域でのイベントにおける活動

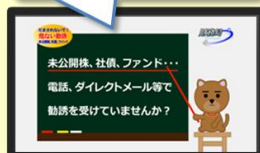
(埼玉県三郷市:H29.8.5、9.24、11.18)(埼玉県上尾市:H29.11.25-26)

三郷市及び上尾市と連携し、観光イベント「Misato Style2017」、「三郷市消費生活展(第45回)」、「産業フェスタ2017」、「暮らしフェスタ第35回上尾消費生活展」において、ブースを出展し、パネル展示、DVD上映、啓発チラシやティッシュ配布、被害防止に向けたクイズ等を実施。

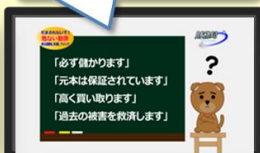


○注意喚起動画

未公開株や社債、ファンドなどの
投資勧誘を受けていませんか？



必ず儲かります！元本は保証し
ます！信じていいのでしょうか？



だまされなくて！危ない勧誘



高齢者を中心に、被害が多発し
ています。ご注意ください。不審
に思ったら、迷わず、地域の財務
局にご相談ください。

